

規定の改正について

以下の規定につきまして、2025 年 12 月 2 日付で改正を行います。

J Aバンク投信ネットサービス利用規定

改正後	改正前
第 1 条～第 26 条 （省略） 第 27 条（免責事項） 当組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。 ①災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。 ②前記①の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。 ③当組合または J Aバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。 ④当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。 ⑤お客様が本サービスの正規の操作手順を<u>経ずに</u>所定の手続きを行った場合。 ⑥当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合。 ⑦やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。 第 28 条～第 29 条 （省略）	第 1 条～第 26 条 （同左） 第 27 条（免責事項） 当組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。 ①災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合 ②前記①の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合 ③当組合または J Aバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合 ④当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合 ⑤お客様が本サービスの正規の操作手順を<u>経て、</u>所定の手続きを行った場合 ⑥当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合 ⑦やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合 第 28 条～第 29 条 （同左）

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

改正後	改正前
第 1 条 （省略） 第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出） 第 1 項～第 3 項 （省略） 4 前四項の際、お客様には住民票の写し、<u>各種健康保険の資格確認書</u>、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいま	第 1 条 （同左） 第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出） 第 1 項～第 3 項 （同左） 4 前四項の際、お客様には住民票の写し、<u>健康保険の被保険者証</u>、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。

す。以下同じ。) (お客様が租税特別措置法施行令 (以下、「施行令」といいます。) 第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。) を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。 第 5 項～第 11 項 (省略) 第 2 条の 2～第 14 条 (省略) 第 15 条 (届出事項の変更) 「非課税口座開設届出書」の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書 (施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。) により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、<u>各種健康保険の資格確認書</u>、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。 第 2 項～第 4 項 (省略) 第 16 条～第 17 条 (省略)	以下同じ。) (お客様が租税特別措置法施行令 (以下「施行令」といいます。) 第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。) を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。 第 5 項～第 11 項 (同左) 第 2 条の 2～第 14 条 (同左) 第 15 条 (届出事項の変更) 「非課税口座開設届出書」の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書 (施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。) により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、<u>健康保険の被保険者証</u>、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。 第 2 項～第 4 項 (同左) 第 16 条～第 17 条 (同左)
--	---

以 上

2025 年 10 月 31 日
高岡市農業協同組合

J Aバンク投信ネットサービス利用規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、J Aバンクが提供する「J Aバンクアプリ」または「J Aバンクホームページ」において「J Aバンク投信ネットサービス」（以下、「本サービス」といいます。）をご利用いただく際の取決め（以下、「本規定」といいます。）です。

2 お客様がご利用になる本サービスに関する権利義務関係は、本規定に別段の定めがある場合を除き、当組合が定める投資信託総合取引規定、同規定第2条に掲げる各約款・規定、J Aバンクアプリ利用規定、J AサービスID利用規定および即時口座振替サービス利用規定等の定めるところによります。

第2条（本サービスの内容）

お客様が本サービスを利用して行うことができる内容は、次のうちお客様ごとに本規定により定めるものとします。

- ① 投資信託口座の開設
- ② 非課税口座の開設（廃止通知書に基づき開設する方法を除きます。）
- ③ 投資信託の買付け・解約
- ④ J Aの投信つみたてサービス（以下、「投信つみたてサービス」といいます。）の新規契約、変更、廃止
- ⑤ スイッチングの取引（スイッチング対象の投資信託に限ります。）
- ⑥ 分配金取扱い方法の変更
- ⑦ 取引報告書等の交付を受ける方法の変更（第15条に定める電子交付または郵送）
- ⑧ 投信残高照会その他上記に付随するサービス

第3条（法令等の遵守）

お客様は、本サービスのご利用にあたり、本規定のほか日本国内の諸法令ならびに金融商品取引所、投資信託の取引等の規制を行う団体等の諸規則等（以下、「法令等」と総称します。）を遵守するものとします。

第4条（本サービスの利用の申込み）

お客様は、次の①から⑤のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。

- ① 日本国内に居住する個人であること。
- ② 満18歳以上であること。なお、満75歳以上のお客様は、第22条に定める75歳到達時と同様に本サービスの一部がご利用いただけません。
- ③ J AサービスIDを保有していること。
- ④ 当組合において普通貯金口座を開設済であること。
- ⑤ 本サービスの内容を理解し、お客様の責任において本サービスをご利用いただけること。

2 当組合は、お客様が本サービスをご利用いただくことが不適当であると認めた場合には、本サービスのお申込みをお断りすることがあります。

第5条（設備等）

本サービスを利用する際にお客様がご利用することができる機器（コンピューター、通信機器、電話回線等を含みます。）、ソフトウェア等は当組合所定のものに限られます。

2 お客様は、自らの責任と費用負担で、本サービスを利用するにあたり必要となる前項に定めた機器およ

びソフトウェアの取得・設置・管理等を行うとともに、電話料金、専用回線使用料、その他の一切の費用を負担するものとし、当組合はこれらの事項について、一切の責任を負いません。

第6条（第三者による利用の禁止等）

お客様は、口座名義人であるお客様以外の者（お客様の配偶者や親族を含みます。以下、「第三者」といいます。）に本サービスを利用させることはできないものとします。

2 お客様は、本サービスのご利用に際し、第三者による利用がなされた場合またはそのおそれがある場合は、第10条に定めるお客様の投資信託の取扱店に速やかに連絡し、本サービスの停止等必要な措置をお申出いただくものとします。

3 当組合は、お客様による本サービスのご利用に際し、第三者による利用がなされた、または、そのおそれがあると認めた場合は、通常行われる連絡手段によりお客様に通知するとともに、お客様による本サービスのご利用を一時的に停止できるものとします。これにより生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

4 前項による一時的なご利用の停止は、当組合がお客様のご利用の状況が確認でき、利用再開に当たって支障がないと認めた場合、停止を解除することとします。

第7条（電子メール送信のご同意）

お客様は、J AサービスIDおよび本サービスでご登録いただいた電子メールアドレス（以下、「メールアドレス」といいます。）へ当組合が以下の電子メールを送信することにご同意いただいたものとします。

- ① お客様がメールアドレスをご登録またはご変更されたときに、当組合からメールアドレスの確認を行うための通知
- ② 本サービスを提供するに当たり必要な投資信託の取引に関する情報
- ③ その他本サービスに付随する情報等

第8条（利用時間）

お客様が本サービスをご利用いただける時間は、当組合が定める時間とします。

第9条（契約成立時点）

本サービスにかかる契約は、お客様の申込みに基づき、当組合がシステムへ登録したときに成立するものとします。

2 前項の記載にかかわらず、当組合の投資信託の取扱店舗の窓口で投資信託口座を開設後に本サービスをご利用いただく場合は、お客様が本サービスによる最初の投資信託の購入、解約、投信つみたてサービスの新規契約・変更・廃止のいずれかの取引の申込みを、当組合のシステムへ登録したときに本サービスにかかる契約が成立するものとします。

第10条（投資信託の取扱店）

当組合に投資信託口座未開設のお客様が本サービスにより投資信託口座を開設される場合、お客様の投資信託の取扱店（お客様の投資信託口座が帰属する店舗をいいます。以下同じ。）は、原則、お客様が指定貯金口座に指定された貯金口座のある店舗となります。

ただし、お客様が指定貯金口座に指定された貯金口座のある店舗が当組合が当局に届け出た投資信託の取扱店舗でない場合は、当組合が指定する店舗をお客様が取引される投資信託の取扱店とさせていただきます。

第11条（印鑑の届出）

当組合に投資信託口座未開設のお客様が本サービスにより投資信託口座を開設される場合、印鑑の届出は、投資信託総合取引規定第3条の規定にかかわらず、不要とします。

ただし、投資信託にかかる手続き等のためにお客様が取扱店に来店される場合等で、お客様が最初に対面での投資信託の買付け、解約等の取引、届出、手続き（以下、「対面取引」といいます。）の依頼をされる

ときには所定の印鑑届により印鑑（以下、「お届出印」といいます。）を届け出るものとし、それ以降、対面取引等の場合は、お届出印を使用することとします。

第 12 条（債券口座保有の場合の留意事項）

当組合に投資信託口座未開設かつ債券口座を有するお客様が本サービスにより投資信託口座（特定口座）を開設される場合、特定口座約款第 8 条第 1 項ただし書きにかかわらず、国債の利子を源泉徴収選択口座に受け入れます。

2 当組合に投資信託口座未開設かつ債券口座（特定口座開設済）を有するお客様が本サービスにより投資信託口座を開設される場合で、投資信託口座と債券口座とが異なる店舗に帰属する状態となるときは、お客様は速やかに投資信託口座と債券口座とが同一の店舗に帰属するように移管の手続きをとるものとします。

第 13 条（対面取引と非対面取引）

当組合に投資信託口座未開設のお客様が本サービスにより投資信託口座を開設された場合で、対面取引を行うときは、その同一の投資信託口座を使用するものとします。

当組合の取扱店窓口で投資信託口座を開設後に本サービスをご利用いただく場合は、その同一の投資信託口座を使用するものとします。

投資信託口座では対面取引と非対面取引の区別なく投資信託の残高管理を行います。取引報告書、取引残高報告書等のお客様あて帳票（以下、「取引報告書等」と総称します。）には対面取引と非対面取引の区別なく記載されます。

第 14 条（投資信託取引における目論見書等の記載事項の提供方法）

本サービスにおいて目論見書、契約締結前交付書面等の記載事項の提供は、電磁的方法により行うものとします。

ただし、お客様から紙による交付を希望される旨の意思表示があった場合には、紙で提供します。

2 前項の電磁的方法による提供は、PDF 形式のファイルをお客様に閲覧していただく方法によります。

PDF 閲覧ソフトおよび第 5 条で定める環境が必要となります。

3 電磁的方法により提供した書面は、投資信託取引を行った以降は閲覧できませんので、お客様の必要に応じて、投資信託取引を行う前の閲覧の際にダウンロードして保存いただくか紙に印刷してください。

第 15 条（取引報告書等の電子交付）

取引報告書等について、お客様は、書面の郵送による交付方法に代えて、電子情報処理組織を使用して取引報告書等の交付を受ける方法（以下、「電子交付サービス」といいます。）に変更する申込みを本サービスにおいて行うことができます。また、電子交付サービスを書面の郵送による交付方法に変更する申込みを本サービスにおいて行うことができます。なお、上記の変更は本サービスにおいてのみ行うことができ、対面取引ではできません。

2 電子交付サービスを行う対象書面および内容は、J Aバンクホームページに提示する方法その他相当の方法で公表します。

3 電子交付の方法は前条第 2 号で定める方法と同様とし、前号で定める対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。

4 電子交付サービスによる書面は、閲覧可能となる日から 5 年間（法令等に定める閲覧期間がこれより長期となる場合は当該法令等に定める閲覧期間）、閲覧できるものとします。ただし、法令等に閲覧期間の定めがない書面については、当組合の判断により閲覧期間を別途設定する場合があります。

第 16 条（取扱ファンド）

お客様が本サービスを利用して買付け等を行うことができる投資信託の銘柄は、当組合が定める範囲とします。

第 17 条（注文の受付）

お客様が本サービスを利用して行う投資信託の買付け・解約等の注文は、注文の内容入力後、お客様がその内容の確認入力をされ、その入力内容を当組合が受信した時点をもって受け付けたものとします。

2 前項の注文が当組合所定の時限を過ぎて受け付けた場合は、翌営業日の注文申込みの取扱いとなります。

第 18 条（受注できない場合）

次に掲げるいずれかに該当する場合は、注文をお受けしないことがあります。

- ①お客様から注文を受けるにあたり、法令等に基づきお客様への交付が必要な書類をお客様が受領（第 14 条の電磁的方法による提供を含みます。）していることを確認できない場合。
- ②お客様が当組合に対する債務の履行を怠っている場合。
- ③その他受注することが適当ではないものと当組合が判断した場合。

第 19 条（注文の取消し）

お客様が本サービスを利用して行う投資信託の買付け・解約等の注文の取消しは、当組合が定める時間内にお客様が本サービスにより行うことができるものとします。

なお、本サービスを利用して取り消すことのできる注文は、本サービスを利用して行った投資信託の買付け・解約等の注文に限ります。また、本サービスを利用して行った投資信託の買付け・解約等の注文を対面取引で取り消すことはできません。

第 20 条（注文の執行）

お客様が本サービスを利用して行った注文および注文の取消しは当組合の定める時間に速やかに執行します。

2 当組合は、お客様が本サービスを利用して行った注文および注文の取消しが次のいずれかに該当する場合は、お客様に通知することなくその執行または処理を行わない場合があります。

- ①買付注文の場合で即時口座振替サービスによる口座引落しができなかったとき。
- ②当該注文が法令等または本規定に定める事項のいずれかに反する、または、反するおそれがあると当組合が認める場合。
- ③当組合が取引の健全性に照らし、不適當と認める場合。

第 21 条（受渡代金の受渡方法）

お客様が本サービスを利用して行った買付注文にかかる購入代金は、注文の受付と同時に即時口座振替サービスにより指定貯金口座から引落としを行います。

2 お客様が解約代金・償還金・収益分配金を受け取る場合は、当組合はお客様の指定貯金口座に入金します。

第 22 条（75 歳到達時）

本サービスを利用されているお客様が満 75 歳に到達されたときは、それ以後本サービスを利用して行うことができる取引は、次に掲げるものに限りします。その他の取引は、取扱店での対面取引となります。

- ①非課税口座の開設（既に投資信託口座を開設済の場合とし、廃止通知書に基づき非課税口座を開設する方法を除きます。）
- ②投信つみたてサービスの契約廃止
- ③取引報告書等の交付を受ける方法の変更（電子交付または郵送）
- ④投信残高照会その他上記に付随するサービス

第 23 条（届出事項の変更等）

お客様の氏名、住所、届出印、その他の届出事項に変更があったときは、お客様はお客様の投資信託の取扱店に所定の手続きによって遅滞なく届け出るものとします。

また、お客様が登録されたメールアドレスに変更があったときは、お客様は J A サービス I D からメール

アドレスの変更登録を遅滞なく行うものとします。

この届出や変更登録の前に生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

2 お客様が居住者に該当しなくなる場合は、出国前にお客様の投資信託の取扱店に所定の手続きによって届け出るものとします。

3 届出のあった住所あてに当組合が通知または送付書類を郵送した場合には、延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

4 届出のあったメールアドレスあてに当組合が電子メールを送信した場合には、通信事情などの理由により延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

第 24 条（本サービスの停止）

当組合は、本サービスが不正に使用される恐れがあると当組合が判断した場合や、当組合が求める本人確認手続きに応じていただけない場合等、当組合が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当組合はいつでも、お客様に事前に通知することなく、本サービスのすべて、または一部の利用停止の措置を講じることができます。これにより生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

2 当組合の取扱店窓口で投資信託口座を開設後に本サービスをご利用いただいた場合、または、当組合に投資信託口座未開設のお客様が本サービスにより投資信託口座を開設された後取扱店に印鑑の届出をされた場合で、取扱店に印鑑紛失のご連絡をいただいたときは、当組合は不正取引防止のために本サービスを含むお客様の投資信託の取引を停止します。この投資信託の取引の停止はお客様からの印鑑の発見または印鑑の変更の届出を受けて解除します。なお、これにより生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

第 25 条（サービス内容の変更等）

当組合は、あらかじめお客様に通知することなく、本サービスの内容を変更することがあります。

2 当組合の判断により、すべてのお客様に対して、本サービスの一部または全部を終了することがあります。

第 26 条（本サービスの解約）

次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。

①お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき。

②お客様の投資信託口座が解約されたとき。

③お客様が J A サービス I D の利用を終了したとき。

④お客様が法令等または本規定に違反したなど、当組合が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。

⑤成年後見制度の届出を受けたとき。

⑥相続の開始があったとき。

⑦当組合がサービス継続上において支障があると判断したとき。

第 27 条（免責事項）

当組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。

①災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。

②前記①の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。

③当組合または J A バンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回

線またはコンピューター等に障害が生じた場合。

④当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。

⑤お客様が本サービスの正規の操作手順を経ずに所定の手続きを行った場合。

⑥当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合。

⑦やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。

第 28 条（規定の変更）

本規定は、民法に定める定型約款に該当します。本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法の定型約款の変更の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

第 29 条（合意管轄）

本規定に関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

2025 年 12 月 2 日

高岡市農業協同組合

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様(第2条第7項に規定する個人のお客様に限ります。)が租税特別措置法(以下、「法」といいます。)第9条の8に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および法第37条の14に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例(以下、「特例」といいます。)の適用を受けるため、当組合に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約(法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に規定されるものをいいます。以下同じ。)について、法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に定める要件および当組合との権利義務関係を明確にするためのものです。

2 お客様が当組合で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第6号に規定する「特定非課税累積投資契約」を締結されるには、それとは別に当組合との間で「投資信託累積投資規定」「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定」に基づく契約を締結いただくことが必要です。

3 お客様と当組合の間における非課税口座における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定の定めるところによるものとします。この約款と、当組合の「投資信託累積投資規定」「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定」その他の当組合が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。

第2条（非課税口座開設届出書等の提出）

お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書(勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。)に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当組合に提出するものとします。

2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に特定累積投資勘定(この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第37条の14第5項第7号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)ならびに特定非課税管理勘定(この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第37条の14第5項第8号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)が設けられている場合において、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書(法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出するものとします。

2の2 前項のお客様が既に当組合に非課税口座を開設されており、当該口座に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書および当組合所定の依頼書を当組合に提出してください。

3 前三項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を再開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書(法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月

30 日までに提出するものとします。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、当該書類を受理することができません。

4 前四項の際、お客様には住民票の写し、各種健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）（お客様が租税特別措置法施行令（以下、「施行令」といいます。）第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

5 第 1 項の非課税口座開設届出書が提出され、当組合が申込みを承諾した場合には、その提出された日において非課税口座が開設されます。

6 第 2 項、第 2 項の 2 または第 3 項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下、あわせて「廃止通知書」といいます。）の提出を受けた場合、当組合は税務署にお客様の廃止通知書にかかる提出事項を提供します。非課税口座は、当組合が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当組合が申込みを承諾した後に開設されます。ただし、10 月 1 日から 12 月 31 日までに当組合がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当組合が申込みを承諾した場合には、翌年 1 月 1 日に非課税口座が開設されます。

7 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の 1 月 1 日において満 18 歳以上である居住者のお客様に限ります。

8 当組合に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座開設届出書を当組合に提出することはできません。

9 非課税口座を当組合以外の他の金融商品取引業者等に開設し、または開設していたお客様は、非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）を当組合に提出することはできません。

10 お客様が当組合に提出された非課税口座開設届出書が法第 37 条の 14 第 7 項第 2 号の規定により、所轄税務署長から、当組合が受理または当組合に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。

11 2023 年 12 月 31 日においてお客様が当組合に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当組合は、お客様が 2024 年 1 月 1 日において、当組合と法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当組合に、第 6 条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。

第 2 条の 2（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）

お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド（以下、当約款において「特定銘柄」といいます。）の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。

第 3 条（特定累積投資勘定の設定）

お客様が特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、2024 年以後の各年において設けられます。

2 当組合に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定

が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当組合の非課税口座に当該年分の特定累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の特定累積投資勘定が設けられる前年 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの間に、当組合に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。

3 すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様（当該お客様が、他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていた場合、またはその年分の翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることになっている場合を除く。）が、新たに特定累積投資勘定を当組合に設けようとする場合には、第 6 条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第 2 条第 1 項に定める「非課税口座開設届出書」その他当組合の定める一定の書類を当組合に提出するものとします。この場合、第 2 条第 1 項および第 4 項の規定を準用します。

4 特定累積投資勘定は、2024 年以後の各年の 1 月 1 日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当組合にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があつた場合には、同日）に設けられます。

第 3 条の 2（特定非課税管理勘定の設定）

非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定は、第 3 条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

第 4 条（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理）

非課税上場株式等管理契約に基づいた非課税口座内の上場株式等（当組合が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権に限り、以下、「株式投資信託」といいます。）の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。

2 非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載もしくは記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

3 特定非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載もしくは記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

第 5 条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定の廃止）

お客様が当組合に開設されている非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの間に、当組合に金融商品取引業者等変更届出書（法第 37 条の 14 第 13 項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。この場合、当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。

2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が当組合にすでに設けられているときは、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。

3 第 1 項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日

の属する勘定設定期間内の各年に限ります。)においては、第3条第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当組合に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定、累積投資勘定、または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条第2項の規定による場合は、この限りではありません。

4 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当組合はお客様に対し、勘定廃止通知書を交付します。

第6条（非課税口座廃止届出書の提出）

お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第16項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。

2 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた株式投資信託については、第11条に規定する配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けることはできません。

3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることとされているときは、当組合はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

第7条（特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）

当組合は、お客様の非課税口座に設けられる特定累積投資勘定には、お客様が当組合と締結した累積投資契約（当組合の「投資信託累積投資規定」、「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定）に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（累積投資上場株式等に限り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。）のみを受け入れます。

① 第3条第4項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの。ただし、当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている、買付けの委託等により取得した株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等をいいます。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除きます。

② 当該特定累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の特定累積投資勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録する方法により行うもの。

2 前項の規定に基づき、特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引については、販売および解約にかかる手数料、ならびに、取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。

3 お客様が当組合において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、または平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当組合の「投資信託累積投資規定」「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

第7条の2（特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）

当組合は、お客様の非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託の

みを受け入れます。

① 第3条の2に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当組合が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした株式投資信託で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの。ただし、当該株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときを除きます。

イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等をいいます。）の合計額が1,200万円を超える場合。

ロ 当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている、買付けの委託等により取得した特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合。

② 当該特定非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の特定非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。

2 特定非課税管理勘定には、次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。

① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの。

② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの。

③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの。

イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること。

ロ 収益の分配は、1か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること。

第8条（譲渡の方法）

お客様は、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡については、当組合に対して譲渡する方法（買取請求）または当該譲渡にかかる金銭の交付が当組合の本支店を経由して行われる方法（解約請求）により行うものとします。

第9条（非課税管理勘定終了時の取扱い）

非課税口座に設けられた非課税管理勘定はその設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管します。

2 前項にかかわらず、第6条第2項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める

日に当該非課税管理勘定は廃止されます。

3 第1項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

① お客様が当組合に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当組合に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第9条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）

この約款に基づき設定した累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管します。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。

3 第1項の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

① お客様が当組合に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当組合に対して施行令第25条の13第20項の規定において準用する、同条第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第9条の3（特定累積投資勘定終了時の取扱い）

この約款に基づき設定した特定累積投資勘定は、第5条第2項または第6条第2項の規定により特定累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。

2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

① お客様から当組合に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管

ただし、この場合でも特定累積投資勘定における特定銘柄に関しては、上記によらず、一般口座への移管となります。

② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第9条の4（特定非課税管理勘定終了時の取扱い）

この約款に基づき設定した特定非課税管理勘定は、第5条第2項または第6条第2項の規定により特定非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。

2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

① お客様から当組合に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第10条（累積投資勘定または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認）

当組合は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に依りて当

該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下、「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

① 当組合がお客様から住民票の写しその他租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所

② 当組合からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当組合に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座にかかる特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に株式投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第11条（非課税口座内の株式投資信託にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税等）

お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託にかかる収益分配金については、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に支払いを受けるもの（当組合がその収益分配金の支払事務の取扱いをするものに限ります。）は、所得税および復興特別所得税ならびに住民税が課されません。

2 お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託を、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益については、所得税および復興特別所得税ならびに住民税が課されません。

3 お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定に受け入れた株式投資信託にかかる前二項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」を「当該累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過する日」と読み替えるものとします。

4 お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。

5 お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。

6 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託の譲渡による収入金額が当該株式投資信託の所得税法第33条第3項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡にかかる必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。

第12条（非課税口座での取引である旨の申出）

お客様が特定非課税管理勘定を設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当組合での募集の取扱いにより、第7条の2第1項第1号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約により第7条第1項第1号の定めに基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際に、当組合に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。また、特定非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を特定累積投資勘定に受け入れようとする場合には、第2項後段の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れることはできません。なお、特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、120万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額（分配金再投資による株式投資信託の取得対価の額を含みます。）が240万円を超える場合には、当該240万円を超える部分の株式投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れます。

また、当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合（特定銘柄を除く。）において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。）による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れます。

3 前項に規定する分配金再投資については、当該年分ならびに過去の年分の特定非課税管理勘定で保有する投資信託、ならびに過去の年分の非課税管理勘定で保有する投資信託（特定非課税管理勘定に受け入れることのできるものに限りします。）の分配金の特定非課税管理勘定での再投資、および当該年分ならびに過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金の特定累積投資勘定での再投資のみ行うことができるものとします。

4 前項の規定については、当組合が適当と認める所定の手続きによって非課税口座または特定口座または一般口座に受け入れます。

5 お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を申し出てください。

また、お客様が非課税口座で保有されている特定銘柄を譲渡される場合には、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定のいずれにおいて保有する特定銘柄の取引かを申し出てください。

なお、お客様が当組合の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れられている場合、または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとします。ただし、当該譲渡にかかるお申込み時にお客様より特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に保有する銘柄から先に譲渡する旨の指定があった場合には、それらの勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡し、それを超える譲渡のお申込みの場合には、次いで非課税管理勘定または累積投資勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡します。

第13条（非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知）

お客様が、法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管にかかるものを除きます。）をした場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった株式投資信託を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当組合は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

第 14 条（非課税口座年間取引報告書の送付）

当組合は、法第 37 条の 14 第 34 項および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。

第 15 条（届出事項の変更）

「非課税口座開設届出書」の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。）により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、各種健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。

2 非課税口座を開設している当組合の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当組合に提出するものとします。

3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号または第 2 号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。

4 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令第 25 条の 13 の 5 の規定により、「非課税口座開設者死亡届出書」を提出するものとします。

第 16 条（契約の解除）

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。

- ① お客様が当組合に対して、第 6 条第 1 項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日
- ② 法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 第 24 項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年経過日の属する年の 12 月 31 日）
- ③ お客様が当組合に対して、法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日
- ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日
- ⑤ 施行令第 25 条の 13 の 5 に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日

第 17 条（免責事項）

お客様が第 15 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当組合の責めによらない事由により、非課税口座に

かかる税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当組合はその責めを負わないものとします。

以 上

2025 年 12 月 2 日

高岡市農業協同組合